

# 岡山エコ事業所(ゼロエミッション事業所)の募集

岡山県では、循環型社会の形成を推進するため、環境にやさしい企業を「岡山エコ事業所」として認定する制度を創設し募集しています。このたび、新たに廃棄物の排出抑制と循環的な利用に積極的に取り組んでいる事業所を対象に同制度に「ゼロエミッション部門」を創設し、現在公募しております。県下の事業所のみなさん、是非ご応募ください。

- 1 対 象 県内の事業所
- 2 認定基準 次の4項目全てを実施していること。  
ISO14001の取得等環境管理システムの構築  
廃棄物の排出抑制及び循環的な利用に関し、成果指標・目標値・目標達成時期等を設定した基本方針を策定して取り組んでいること  
環境管理システムの構築の状況、ゼロエミッションに関する基本方針及びその取組みの実績について、環境報告書等による公表  
生活環境保全関係法令等の遵守  
(詳しくは裏面を参照してください。)
- 3 申請方法 所定の申請書と関係書類を、県の循環型社会推進課に提出してください。  
申請書は、県庁循環型社会推進課、各県民局環境課などで配布しているほか、岡山県循環型社会推進課のホームページからもダウンロードできます。
- 4 認定方法 申請内容が認定基準に満たしているかを審査します。  
必要に応じ現場確認する場合があります。
- 5 認定期間 5年間(認定日から5年を経過した年度の末日まで)  
なお、期間中でも認定基準に適合しなくなった場合には、認定が取り消される場合があります。

## 認定を受けると

- ・事業所に認定証と認定銘板を交付します。
- ・県は、認定事業所の先進的な取組み状況を各種の媒体を通じて公表し、県民や事業者の皆さんに環境にやさしい企業として積極的にPRします。
  - 県の環境イベントでのPR
  - 県のホームページへの掲載
  - 県の広報紙によるPR
  - 新聞紙面等買上げによる広告など

## 問い合わせ先等

- ・岡山県環境文化部循環型社会推進課(〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6)  
TEL:086-226-7306 FAX:086-224-2271  
ホームページ[http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec\\_sec1=30](http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=30)

# 岡山エコ事業所(ゼロエミッション事業所)認定基準

次表に掲げる4項目の基準に適合していることが必要です。

基	準
<b>1 環境管理システム</b>	<p>次の内容を含む環境管理システムが構築されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・環境方針の策定</li><li>・環境管理責任者と環境管理組織体制の設置</li><li>・環境関連法規制の把握と遵守</li><li>・環境目的、目標、計画の策定、点検、見直し</li><li>・従業員に対する環境教育の実施、訓練</li><li>・定期的な内部監査の実施</li></ul> <p>・ISO14001等の第三者認証を取得していることが望ましいですが、これ未取得していても、上記の6項目の基準の内容を含んだ環境管理システムを自社で構築していても適合します。</p>
<b>2 ゼロエミッション</b>	<p>事業場内から発生する廃棄物の排出の抑制及び循環資源の循環的な利用を行っていること。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 排出抑制等に関する基本方針を策定し、その方針に基づいた取組みを行っていること。</li><li>(2) 排出抑制等に関する方針の中で、成果指標、成果目標値及び目標達成時期を設定していること。</li><li>(3) 排出抑制等の取組みの実績を把握していること。</li></ol> <p>・削減目標等を達成している事業所については、その状況を継続維持することを目標とすることもあります。</p>
<b>3 環境報告書</b>	<p>環境管理システムの構築の状況、排出抑制等に関する基本方針及び排出抑制等の取組みの実績について、環境報告書等により定期的に公表していること。</p> <p>・事業者の事業年度と合わせて毎年1回公表されることが望まれます。</p>
<b>4 関連法令遵守</b>	<p>生活環境保全関連法令を遵守していること。</p> <p>・遵守とは生活環境保全関連法令に基づく行政処分を過去3年間受けていないことです。</p>